

1. 令和5年第1回稲城市農業委員会臨時総会を招集する。

2. 日 時 令和5年7月20日(木)
開 議 午後 3時00分
閉 議 午後 3時40分

3. 会 場 稲城市役所6階 601・602会議室

4. 出席委員

1番 松本 一宏	2番 金井 司	3番 笹久保 栄人
4番 笹久保 橋寿	5番 高橋 一朗	6番 川村 あや
7番 松本 信之	8番 佐脇 博吏	9番 大久保 一弘
10番 小宮 尚幸	11番 上原 徳和	12番 石井 篤司

5. 欠席委員

6. 事務局

局 長	関 口 美 鈴
係 長	佐 藤 江美子
書 記	原 島 啓 太

総 会 日 程

(総会)

- 市長挨拶
- 委員紹介
- 事務局紹介

1 協議事項

- (1) 臨時議長選出
- (2) 仮議席の決定 (稲城市農業委員会会議規則第7条準用)
- (3) 会長選出 (農業委員会等に関する法律第5条第2項) (地方自治法第118条第2項準用)
- (4) 議席の決定 (稲城市農業委員会会議規則第7条)
- (5) 会長職務代理者選出 (農業委員会等に関する法律第5条第5項) (地方自治法第118条第2項準用)

2 議 事

- (1) 会議録署名委員の決定
(稲城市農業委員会会議規則第13条第2項) (稲城市議会会議規則第86条準用)
- (2) 稲城市農業委員会専門部会委員の決定
- (3) 一般社団法人東京都農業会議普通会员の指名
(一般社団法人東京都農業会議定款第6条第4項第1号)
- (4) 稲城市都市計画審議会委員の指名
- (5) 稲城市自然環境保全審議会委員の推薦
(稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例第24条第2項第1号)
- (6) 稲城市国民健康保険運営協議会委員の推薦 (稲城市国民健康保険条例第2条第1項第1号)
- (7) 稲城市農業委員会委員互助会役員の決定

第1部

1 開 始 (50 音順着席)

事務局長 「ただいまから会議を開始いたします。本日は、農業委員改選後、最初の総会でございますので、『農業委員会等に関する法律第27条第1項』の規定に基づきまして、稲城市長が総会を招集し、ご出席をいただいた次第でございます。」

2 市長挨拶〔招集者として〕

事務局長 「それでは、本日の総会の招集者であります、稲城市長からご挨拶申し上げます。」

(稲城市長あいさつ)

事務局長 「ありがとうございました。」

3 委員自己紹介

事務局長 「本日は、最初の総会でございます。各委員さん全員から順次自己紹介をいただきたいと存じます。石井様から順に、地域・氏名、をお願いいたします。」

(各委員自己紹介)

事務局長 「ありがとうございました。市長はこの後、公務がございますのでここで退席させていただきます。」

(市長退席)

4 事務局紹介

事務局長 「続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。」

(部長挨拶の後、事務局の紹介を行う)

事務局長 「今後ともよろしくお願いいたします。」

第2部（協議事項）

1 臨時議長選出

事務局 「続きまして、協議事項に入る訳でございますが、（１）につきましては、事務局が進行させていただきます。

それでは、協議事項（１）臨時議長選出を議題といたします。

この臨時議長選出につきましては、稲城市農業委員会会議規則では特に定めはございません。事務局からは、佐脇 博吏 委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

事務局 「ご異議なしと認めます。佐脇 博吏 委員に臨時議長をお願いし、進行を引き継ぎたいと存じます。」

2 臨時議長挨拶〔臨時議長席に着席（事務局長が臨時議長の隣に着席）〕

臨時議長 「ただいま、ご紹介いただきました佐脇です。臨時議長をつとめさせていただきます。なにぶんにも不慣れではございますが、皆様のご協力をお願いいたします。」

3 仮議席決定

臨時議長 「それでは、協議を進めます。協議事項（２）仮議席の決定について議題といたします。この仮議席については、今おすわりの席といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

（異議なしの声）

臨時議長 「ご異議なしと認めます。今おすわりの席を仮議席とします。」

4 会長互選

臨時議長 「次に協議事項（３）会長互選について議題といたします。本件は、農業委員会等に関する法律第5条第2項に基づく会長互選でございます。推薦により行いたいと思いますが、いかがでしょうか」

（異議なしの声）

臨時議長 「ご異議なしと認めます。どなたかを推薦していただきたいと思えます。」

大久保委員 「会長には、第 21 期～23 期まで農業委員会会長を務められるなど、過去の経歴を尊重し、松本 一宏 委員を推薦します。」

臨時議長 「ただいま、会長に松本 一宏 委員の推薦がありました。他に推薦はありませんか。」

臨時議長 「他に推薦がないようですので、これにて推薦を打ち切ります。ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、松本 一宏 君の退席を求めます。暫時休憩いたします。」

(松本 一宏 委員退席)

臨時議長 「再開いたします。おはかりいたします。松本 一宏君を会長と決することに賛成の方の挙手をお願いします。」

(挙手全員)

臨時議長 「挙手全員ですので、松本 一宏 君を会長とすることに決しました。暫時休憩いたします。」

(松本 一宏 委員着席)

臨時議長 「再開いたします。ただいま、松本 一宏 君が会長に任命されたことをご報告いたします。
以上で、協議事項（3）会長互選について終わります。これをもって臨時議長の職務は終了しました。この間の進行につきましてご協力をいただき、無事任務を終了することができました。心よりお礼申し上げます。以後の進行につきましては、会長にお願いいたします。」

(臨時議長自席に戻る)

会長進行・・・会長は議長席に移動

(会長挨拶)

5 議席の決定

議長 「続きまして、協議事項（４）議席の決定について議題とします。これにつきましては、農業委員会会議規則第７条の規定により、くじにより決定することとなっております。また、仮議席の順にくじを引いていただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長 「ご異議なしと認めます。仮議席の順にくじを引いていただきます。では、お願いいたします。」

(順次くじを引く)

議長 「くじ引きが終了しました。暫時休憩いたします。」

議長 「再開いたします。それでは、事務局結果を発表願います。」

事務局	1 番	松本	一宏	委員	2 番	金井	司	委員
	3 番	笹久保	栄人	委員	4 番	笹久保	橋寿	委員
	5 番	高橋	一朗	委員	6 番	川村	あや	委員
	7 番	松本	信之	委員	8 番	佐脇	博吏	委員
	9 番	大久保	一弘	委員	10 番	小宮	尚幸	委員
	11 番	上原	徳和	委員	12 番	石井	篤司	委員

議長 「以上のとおり決定いたしました。それでは、各委員の皆様には、それぞれの席に着席していただきます。」

6 会長職務代理者互選

議 長 「次に、協議事項（５）会長職務代理者選出について議題といたします。
どの様な方法で行ったらよいでしょうか。」

（議長一任の声）

議 長 「議長に一任ということですので、議長から指名したいと思いますが、
これにご異議ありませんか。」

（異議なしの声）

議 長 「ご異議なしと認めます。よって、議長より指名することに決定しました。
農業委員会会長職務代理者には、高橋 一郎 君を指名いたします。
ここで、『農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項』の規定により、
高橋 一郎 君の退席を求めます。暫時休憩いたします。」

（高橋委員退席）

議 長 「再開いたします。おはかりいたします。高橋 一郎 君を会長職務代理
者と決定することに賛成の方の挙手をお願いします。」

（挙手全員）

議 長 「挙手全員ですので、高橋 一郎 君を会長職務代理者とするに決定
しました。暫時休憩いたします。」

（高橋委員着席）

議 長 「再開いたします。ただいま高橋 一郎 君が会長職務代理者に選任され
ました、高橋 一郎 君からご挨拶をお願いいたします。」

（会長職務代理者挨拶）

7 議 事

議 長 「これより、議事に入ります。日程 1、第 1 号議案 会議録署名委員の決定について議題といたします。これにつきましては、稲城市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定によりまして、会長と 2 名の委員が当たることになっていますので、他の 2 名の委員について議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議 長 「ご異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。2 番 金井 司 君、3 番 笹久保 栄人 君を指名いたします。」

議 長 「日程 2、第 2 号議案、稲城市農業委員会専門部会委員の決定について議題といたします。事務局、内容について説明願います。」

事務局 「稲城市農業委員会には、『稲城市農業委員会専門部会設置要綱』に基づき、農業経営部会、土地利用部会の 2 部会が設置されています。両部会には、会長・会長職務代理者を除く 10 名の農業委員さんが所属します。それぞれの役割については、農業経営部会については、『農業経営者育成・農業経営改善・農業経営（援農ボランティア）に関する調査研究など』を所掌事項としています。

また、土地利用部会については、『農地の確保・農用地の効率的利用・土地利用に関する調査研究（いなぎ日曜市）など』を所掌事項としています。そして、それぞれの部会には、部会長・副部会長の職に 1 名ずつ就くこととなります。」

議 長 「事務局の説明が終わりました。」

議 長 「第 2 号議案 稲城市専門部会委員の決定について、稲城市農業委員会専門部会設置要綱において、部会長および副部会長は、部会において互選するとなっておりますが、どのような方法で決定したらよろしいか伺います。」

(議長一任の声)

議 長 「議長一任ということですので、議長より指名したいと思います。ご異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議 長 「ご異議なしと認めます。暫時休憩いたします。」

事務局 (メンバー案を読み上げ、案の内容で良いかで確認を取る)

議 長 「再開いたします。それでは、農業経営部会から、部会長に 8 番 佐脇 博吏 君、副部会長に 4 番 笹久保 橋寿 君、部会委員に 6 番 川村 あや 君、9 番 大久保 一弘 君、12 番 石井 篤司 君を指名します。また、土地利用部会につきましては、部会長に 7 番 松本 信之 君、副部会長に 11 番 上原 徳和 君、部会委員に 2 番 金井 司 君、3 番 笹久保 栄人 君、10 番 小宮 尚幸 君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議 長 「ご異議なしと認めます。稲城市農業委員会専門部会委員は決定いたしました。」

議 長 「次に日程 3 第 3 号議案 一般社団法人東京農業会議普通会員の指名について議題といたします。事務局、内容を説明願います。」

事務局 「所掌事務につきましては、東京都農業会議通常総会に年 2 回出席します。会議等につきましては、都市農政問題、東京都農業会議の事業について広い分野を審議し、農業委員会と連携のある仕事をしていただく場でございます。これは、『一般社団法人東京都農業会議定款第 6 条第 4 項第 1 号』の規定により、委員会の会長が普通会員となります。」

議 長 「ただいまの事務局の説明のとおり、『一般社団法人東京都農業会議定款第 6 条第 4 項第 1 号』の規定により、委員会の会長が普通会員になるということですが、これにご異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議 長 「ご異議なしと認めます。『一般社団法人東京都農業会議定款第 6 条第 4 項第 1 号』の規定により、一般社団法人東京農業会議普通会員を会長とすることに決定いたします。」

議 長 「次に、日程４ 第４号議案 稲城市都市計画審議会委員の指名について議題といたします。事務局、内容を説明願います。」

事務局 「都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、稲城市都市計画審議会が置かれ、その審議会は学識経験者 4 人、市議会議員 4 人、東京都の職員 2 人、市の住民 2 人の 12 人で組織されています。農業委員会からは、学識経験者として会長を委員に推薦してまいりました。」

議 長 「事務局の説明のとおり、学識経験者として会長を推薦するということでご異議ありませんか」

(異議なしの声)

議 長 「ご異議なしと認めます。稲城市都市計画審議会委員に会長を推薦することに決定いたします。」

議 長 「次に、日程５ 第５号議案 稲城市自然環境保全審議会委員の推薦について議題といたします。事務局、内容を説明願います。」

事務局 「稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する重要事項を調査審議するため、稲城市自然環境保全審議会が置かれ、その審議会は、12 人の委員で組織されています。その構成は、稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例第 24 条第 2 項第 1 号で、農業委員会の推薦する農業委員は 2 人となっております。

農業委員の任期満了に伴い、新委員 2 人を推薦いただきたく提案いたします。」

議 長 「事務局の説明が終わりました。これにつきましては、どのような方法で決定したらよろしいか伺います。」

(議長一任の声)

議 長 「議長一任ということですので、ご異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議 長 「ご異議なしと認めます。それでは、議長より指名します。2 番 金井 司 君、3 番 笹久保 栄人 君を指名します。ご異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議 長 「ご異議なしと認めます。稲城市自然環境保全審議会委員に 2 番 金井 司 君、3 番 笹久保 栄人 君を推薦することに決定しました。」

議 長 「次に、日程 6 第 6 号議案 稲城市国民健康保険運営協議会委員の推薦について議題といたします。事務局説明願います。」

事務局 「国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置されております。その協議会は、12 人の委員で組織されています。その構成は、稲城市国民健康保険条例第 2 条第 1 項第 1 号においては被保険者を代表する委員 4 人となっております。農業委員会からは、1 人を推薦しておりました。農業委員の任期満了に伴い、新委員 1 人を推薦いただきたく提案いたします。」

議 長 「事務局の説明が終わりました。これにつきましては、どのような方法で決定したらよろしいか伺います。」

(議長一任の声)

議 長 「議長一任ということですので、ご異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議 長 「ご異議なしと認めます。それでは、議長より指名します。9 番 大久保 一弘 君を指名いたします。ご異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議 長 「ご異議なしと認めます。稲城市国民健康保険運営協議会委員に 9 番 大久保 一弘 君を推薦することに決定しました。」

議 長 「次に、日程 7 第 7 号議案 稲城市農業委員会委員互助会役員について議題といたします。事務局説明願います。」

事務局 「農業委員会互助会につきましては農業委員会委員の相互親睦をはかるための共済事業ならびに旅行等の厚生事業に関する必要な事項を定めることを目的とした会になります。全農業委員会委員を互助会会員として、毎月5千円の会費を積み立て視察研修旅行等の費用とします。また、互助会役員の構成につきましてはあて職となっておりまして、農業委員会会長を会長に、職務代理者を副会長、各専門部会部会長2名を理事、農業経営副部会長を会計、土地利用副部会長を監事としております。」

議 長 「事務局の説明が終わりました。これにつきましては、あて職となっておりますので、よろしくお願いいたします。ご異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議 長 「ご異議なしと認めます。以上をもちまして、本日のすべての日程が終了しました。」

議 長 「以上をもちまして、令和5年第1回稲城市農業委員会臨時総会を終了いたします。なお、準備が整い次第、引き続き令和5年第1回稲城市農業委員会臨時全員協議会を開催いたします。」

(午後3時40分閉会)